

# 小川駐在所だより

～令和8年11月号～

那珂川警察署：0287-92-0110
小川駐在所　：0287-96-2064

## 犯罪被害者月間の開始について

今年から、11月１日～12月１日の期間が「犯罪被害者月間」となりました。国民の犯罪被害者等支援に関する理解を深めることを目的とした広報啓発期間です。

### 公益社団法人被害者支援センターとちぎ

「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」は、事件や事故の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族を支援するための被害者支援団体です。電話相談や面接相談、法廷や病院への付き添い、自助グループ活動への支援等、幅広く支援を提供しています。

詳しくはホームページ(http://www.tochigi-shine.jp)をご覧ください。

被害者支援センターとちぎ相談電話
028-643-3940　毎週月曜日～金曜日
（土・日・祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後４時まで



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

## 子供を犯罪から守るためのルールを決めましょう!

### 外出するときのルール

- 「誰と、どこで、何をするか、何時に帰るか」を必ず家族に言ってから出かける
- 何かあったら大声で助けを呼ぶ
- 危険な目や嫌なことがあったら、近くの大人にすぐ知らせる
- 塾等で家族の迎えを待つときは、施設の中で待つ
- 防犯ブザーを持たせて、使い方を教えておく

### インターネットを使う時のルール

- ＩＤ・パスワードは保護者が管理する
- サイトやアプリは使用してよいか保護者に確認する
- 下着姿や肌の露出が多い写真は撮らない、撮らせない
- 個人情報や自宅の場所、学校名、制服が分かる写真、行動範囲などが特定できる内容は書き込まない
- 知らない人とメッセージのやりとりはしない
- ネットで知り合った人とは会わない

## 児童虐待防止対策の推進について

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳未満）に対して行うもので、殴る、蹴るなどの身体的虐待や性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含まれます。

〇**身体的虐待**・・・殴る、蹴る、やけどを負わせる、縛るなど。
〇**性的虐待**・・・性的行為を見せたり、裸の写真を撮ったりする行為も含まれます。
〇**ネグレクト**・・・食事を与えない、家や車の中に置き去りにするなど。
〇**心理的虐待**・・・言葉により脅す、無視する、子供の目前での家族への暴力など。

**児童虐待かも！？と思ったら、虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」で通報を！**